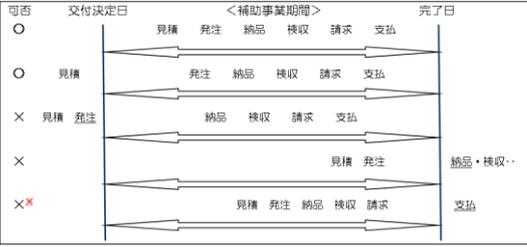


令和2年7月17日版（修正後）	令和2年7月6日版（修正前）
<p>公募要領 P4</p> <p>(5) 補助対象経費全般に関する留意事項</p> <p>(ア) 交付決定日以降に支払い手続き（発注・納品等）が行われ補助対象期間内に支払いが完了する経費が対象となります。</p> <p><u>※支払が補助事業期間外であっても要件を満たす場合、補助対象経費として例外的に認めます。P16「補助対象経費の参入可否判断例」をご覧ください。</u></p> <p>公募要領 P16</p> <p>【補助対象経費の算入可否判断例】</p>  <p><u>※例外として、支払が補助事業期間外であっても以下の要件を満たす場合、補助対象経費として認めます。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><u>補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額（支出義務額）が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるもの※</u></p> </div> <p><u>(相当な事由の例)</u></p> <p><u>人件費（給与等の支払が月末締め→翌月払いになる場合が多いため）。</u></p> <p><u>※ 事業期間終了後に支払手続きを行った場合には、支払が完了した時点で速やかに広島県担当職員への報告及び確認を受けなければなりません。なお、広島県担当職員による確認の結果、疑義が生じた場合には、必要に応じて検査等を行う場合があります。</u></p>	<p>公募要領 P4</p> <p>(5) 補助対象経費全般に関する留意事項</p> <p>(ア) 交付決定日以降に支払い手続き（発注・納品等）が行われ補助対象期間内に支払いが完了する経費が対象となります。</p> <p>公募要領 P16</p> <p>【補助対象経費の算入可否判断例】</p> 